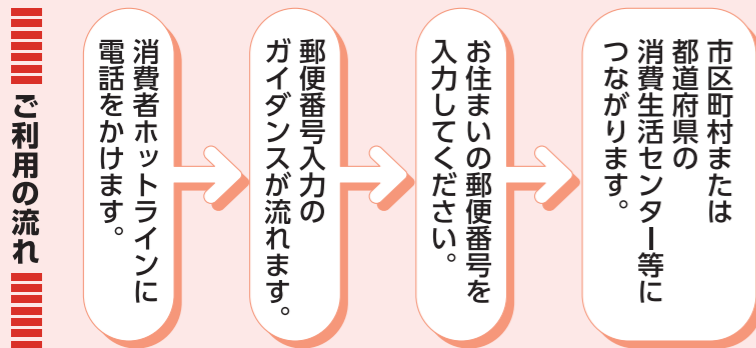


困ったときや不安なときは、一人で悩まずに早めに相談!!

消費者ホットライン (全国共通) ☎ **188** イヤヤ! **【イヤヤ! 泣き寝入り!!】** イヤヤ!

★消費生活にかかわる各種トラブルに遭ったときに、相談窓口の連絡先がわからない場合でも、「消費者ホットライン」に電話をかければ、お住まいの市区町村・都道府県の消費生活センター等の相談窓口へ、年末年始を除いて毎日つながります。

★消費生活センターでは、トラブル解決のための対処法などのアドバイスやあっせん(事業者との交渉)を行っています。



※土曜・日曜・祝日(年末年始を除く)は、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターにつながります。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話では利用できません。

法テラス・サポートダイヤル (全国共通) ☎ **0570-078374** おなやみなし

★トラブルの内容に応じて、解決に役立つ法制度や手続き、最適な相談窓口を専門のオペレーターが案内します。(IP電話からは ☎03-6745-5600へ)

※法テラス(日本司法支援センター)は、消費者被害など各種法的トラブルの解決を支援するために国が設立した法人です。

警察総合相談 (全国共通) ☎ **#9110** (ダイヤル回線および一部のIP電話ではつながりません。)

福島県消費生活センター

【所在地】福島市中町8-2(自治会館1階)

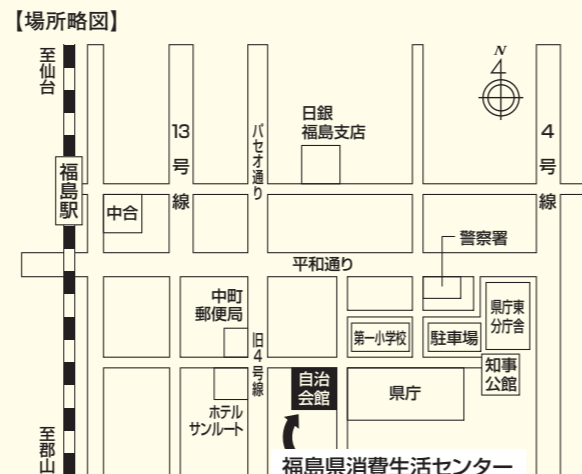
●面接相談：月曜～金曜日(午前9時から午後5時まで)
※祝日、年末年始を除く

●駐車場は県庁駐車場をご利用ください

※十分な相談時間を確保するため、なるべく午後4時30分までにお越しください

☎ **024-521-0999**(相談専用)

※月曜から金曜日/午前9時から午後6時30分まで
※第4日曜日/午前9時から午後4時30分まで
(祝日、年末年始を除く)



くらし安全安心だより

訪問販売や電話勧誘販売などで
必要がない契約をしてしまったときは…

クーリング・オフ!



一定の期間内に業者にはがきなどの書面で通知すれば、無条件で契約を解除できる

書面を出した時点から有効になるので、簡易書留など「出した日付」が残る方法で通知

通信販売ではクーリング・オフができないので要注意

クーリング・オフについての詳しい情報は、最寄りの消費生活センター等にお問い合わせください。

下郷町役場 町民課
☎ **69-1133**

心当たりがない料金請求やあやしいメールにご注意ください!

架空料金請求詐欺やワンクリック請求、フィッシングかも…

まったく身に覚えがない料金の請求や、申し込んだつもりがない不当な請求、個人情報の不正な入手など、電子メール等を悪用した詐欺などの被害が後を絶ちません。高齢者の被害が多いオレオレ詐欺に比べて、幅広い年齢層が被害者になっていますので、以下の典型的なケースをしっかりと確認して、被害に遭わないようにしましょう。

架空料金請求詐欺

実際にはない(架空の)事実を口実に、電子メール等で金銭を要求する…

未納料金などの請求

★消費者が利用したこともないインターネットの有料サイト利用料金や通信販売の商品代金などを電子メールやSMS※、はがきなどで一方的に請求します。

※SMS(ショートメッセージサービス)…スマートフォン・携帯電話同士で、電話番号を宛先に文字メッセージをやり取りするサービス。

★弁護士事務所や、公的機関と似た名称を名乗り、「支払わないと訴訟を起こす」と脅すケースもあります。



名義貸しトラブルの解決

★証券会社などをかたって電話をかけ、株式や社債、老人ホームの入居権、リゾート会員権などについて「優先的に購入できる権利がある。他に欲しがっている人がいるので、興味がなければ名義を貸して」と持ちかけ、それに応じた消費者に対し、後日、「金融庁の調査が入った」、「名義貸しは犯罪」などと脅し、トラブル解決を名目に多額の金銭を要求します。



被害に
遭わない
ために

- ◆心当たりがない請求は無視する。
 - ◎一度でも支払ってしまうと、ターゲットになってしまい、次々と請求されることになります。
 - ◎また、「名義を貸して…」、「権利を譲って…」という依頼は詐欺の手口です。電話でそうした話が出たら、相手にせず、すぐに切りましょう。
- ◆相手には絶対に連絡しない。
 - ◎電話やメールで連絡すると、やり取りのなかで新たな個人情報を知られてしまい、その情報をもとにさらに金銭を要求される可能性があります。

ワンクリック請求(不当請求)

広告メールを利用し、契約が完了したかのように見せかけ、料金を請求する…

★アダルト系や出会い系などの広告メールに記載されたサイトのアドレスをクリックしただけで、有料サイトであることが明示されないまま、いきなり契約完了画面が表示され、多額の料金の支払いを求められることがあります。

★サイト上で「年齢確認」のボタンや「入場する」のボタンをクリックしたとたん「登録完了」などと表示され、登録料金を請求されるケースもあります。



被害に
遭わない
ために

- ◆あわてて料金を支払わず、無視する。
 - ◎契約する意思があっても申し込んだわけではないので、契約が成立しているとはいえません。
- ◆相手には絶対に連絡しない。
 - ◎架空料金請求詐欺の場合と同様に、電話をしたり、問い合わせのメールを送ったりすると、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。

フィッシング

金融機関などを装ったメールで偽のサイトに誘導し、個人情報を盗み取る…

★銀行やクレジットカード会社などを装った電子メールを送り、「更新手続き」や「システムトラブルに伴う会員情報の再設定」などを名目に、本物のサイトにそっくりな偽サイトに誘導し、口座番号やクレジットカード番号、暗証番号、ID、パスワードなどを入力させて個人情報を盗み取る手口です。

★個人情報が悪用されると、勝手に買い物やインターネットバンキングから現金を引き出されたりする危険があります。



被害に
遭わない
ために

- ◆実在する企業を名乗ったあやしい電子メールに注意する。
 - ◎金融機関などがメールで口座番号やクレジットカード番号を確認することはありません。
- ◆電子メール本文中にあるリンクはクリックしないようにする。
 - ◎金融機関などのサイトで個人情報を入力する必要がある場合は、金融機関から通知を受けているアドレスをブラウザに直接入力してアクセスしましょう。

架空の請求かどうか判断がつかない場合や、相手からしつこく請求されたり脅されたりした場合などは、消費生活センター等や警察にすぐ相談しましょう。